

令和 4 年 (2022 年) 3 月 25 日
教育委員会事務局 社会教育課

名勝西山氏庭園 (青龍庭) 保存活用計画 (素案) に関する意見募集の結果について

令和 4 年 (2022 年) 1 月 14 日～2 月 4 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

(1) 提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数 (人)	意見件数 (件)
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	1	1
3	電子メール	0	0
4	所管課への直接提出	2	2
5	電子申込	0	0
	合計	3	3

(2) 市民等の区分別人数

	市民等	提出人数 (人)	意見件数 (件)
ア	市の区域内に住所を有する者	3	3
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	0	0
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	0	0
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	0	0
	合計	3	3

名勝西山氏庭園(青龍庭)保存活用計画(素案)への意見

提出意見と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見	市の考え方
1	全般	重森三玲は、日本国内よりも国際的に知名度が高く、訪日外国人向けの重森庭園をめぐるツアーも存在する。また、京都は社寺所有の庭園が多いのに対し、大阪は個人所有のものが多く、所有者の変遷により失われる可能性があるため、公有化により保存することは、中長期的には豊中が誇る都市近郊地(阪神間モダニズム)の文化遺産としての価値を高めることに繋がる。 また、海外の建築家、好事家にはつとに有名だが、大阪にも南御堂や豊國神社内に重森庭がある。	ご指摘いただいた通り、本市では公有化した西山氏庭園の保全と活用に努めていきます。
2	第7章 活用(P.109～111)	青龍庭の観賞は建物から座った高さで見るとが良い。室内の最も良い位置から座布団に座り、青龍庭の名前の由来(石組や盛砂が龍のどの部分を表現しているのか等)の解説を聞きながらゆっくり鑑賞するのが望ましく、庭園での体験学習はイメージが湧かない。	西山氏庭園の今後の公開・活用には、ご指摘の意見をふまえ、青龍庭の価値を最大限伝えられるような方法を検討します。 西山氏庭園は、「第3章名勝の本質的価値 第2節名勝の地区区分と構成要素(P46)」に示す通り、6つの庭園から構成され、青龍庭や中庭など観賞本位の庭園の他に、旧家庭菜園として利用されていた西庭のように実用本位の庭園も造られています。今後、これらの庭園を用いた体験学習として、たとえば観賞本位の庭では庭石の観察による岩石の学習など、実用本位の西庭では食物や花卉類を栽培するなど様々な手法を検討していきます。
3	第7章 活用(P.109～111)	待合いもあるので、本格的なお茶会などを開催してはどうか。また、少人数の室内楽コンサートや三十席ほどの落語会も開催可能。展示会は建物全体を使って陶芸、漆塗り、染め、織りなどを展示できれば、建物と相まって作品も生きると思われる。豊中市迎賓館としての活用も検討してはどうか。	建物については、経年による劣化および損傷がみとめられるため、今後、安全な利活用が可能となるよう必要な措置(耐震化・バリアフリー対応など)を実施し、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、活用に向けた取組みを進めていきます。
4	第7章 活用(P.109～111)	高塚は台風や地震にも耐えられるもので、そばを通るだけで力をもらえる。西山氏庭園のランドマーク的な存在になると考えられるため、この景観を大切に守ってほしい。	西山氏庭園の持つ価値は、敷地内の庭園・建物だけでなく、西山氏庭園の外観、つまり庭園・建物を取り囲む高塚(板塚)も今なお残る近代郊外住宅地の景観であるとして、重要な構成要素の一つに挙げられています。今後の西山氏庭園についても、敷地内だけでなくその外観についても大切に守っていくように努めます。
5	第7章 活用(P.109～111)	市財政にとって、インバウンド需要が大阪市および泉州地域に終始しているのは勿体ないものである。例えば東京近郊の川崎市では、藤子・F・不二雄の家が、江戸川区では盆栽屋(春花園BONSAI美術館)が、川口市では元醤油王の家(旧田中家住宅)が外国人から注目を集めている。このように入場料を取って外国人向けに古い日本家屋を手軽に梅田・難波から見に来れる拠点として、同庭園を有効活用すべきである。大阪市住之江区の加賀屋新田会所は、関西国際空港を起点に中国、韓国、台湾、香港、シンガポールからの観光客に便利で見に行きやすく好評である。重森三玲庭園は西洋の心と和の精神、非言語の魅力があり、外国人を魅了してやまないと考えられる。高齢化の進む我が市において、このような潜在ニーズ豊富な文化資源を有効活用し、税収向上と豊中の歴史文化的魅力再発見の糧、起爆剤として、基本方針に観光需要をも睨むとの考えを盛り込むべきである。 100年、500年スパンで文化財を保護し、世界中の人に見てもらふ機会を供することが、行政が本来果たすべき文化財保護と言える。	観光需要については、「第7章活用 第2節活用の方法 (5)文化・芸術・観光交流の促進(P111)」の中で触れている通り、大阪国際空港や新大阪駅に近いという地理的特性を活かすとともに、他市町村の名勝庭園や歴史的建造物の活用事例を参考することで、西山氏庭園や近代郊外住宅地である岡町住宅地の価値や魅力を積極的に発信する取組みと体制整備を進めていきます。また、長期にわたる文化財の保存と活用に努めてまいります。
6	第7章 活用(P.109～111)	「阪急沿線観光あるき 曽根・岡町コース」に西山氏庭園もルートに組み込んでほしい。曽根～岡町には、旧羽室家住宅・奥野家住宅・西山家住宅があり、これら3つの国登録文化財の建造物の同時公開なども検討してはどうか。	「第7章活用 第2節活用の方法 (6)関連文化財等との提携(P111)」にあるとおり、モデルコース等の作成に際しては、ご指摘の意見を参考にさせていただき、周辺に残る建造物などをあわせて西山氏庭園の価値を最大限伝えられるような方法を検討します。